

第36回原子力委員会
資料第1-1号

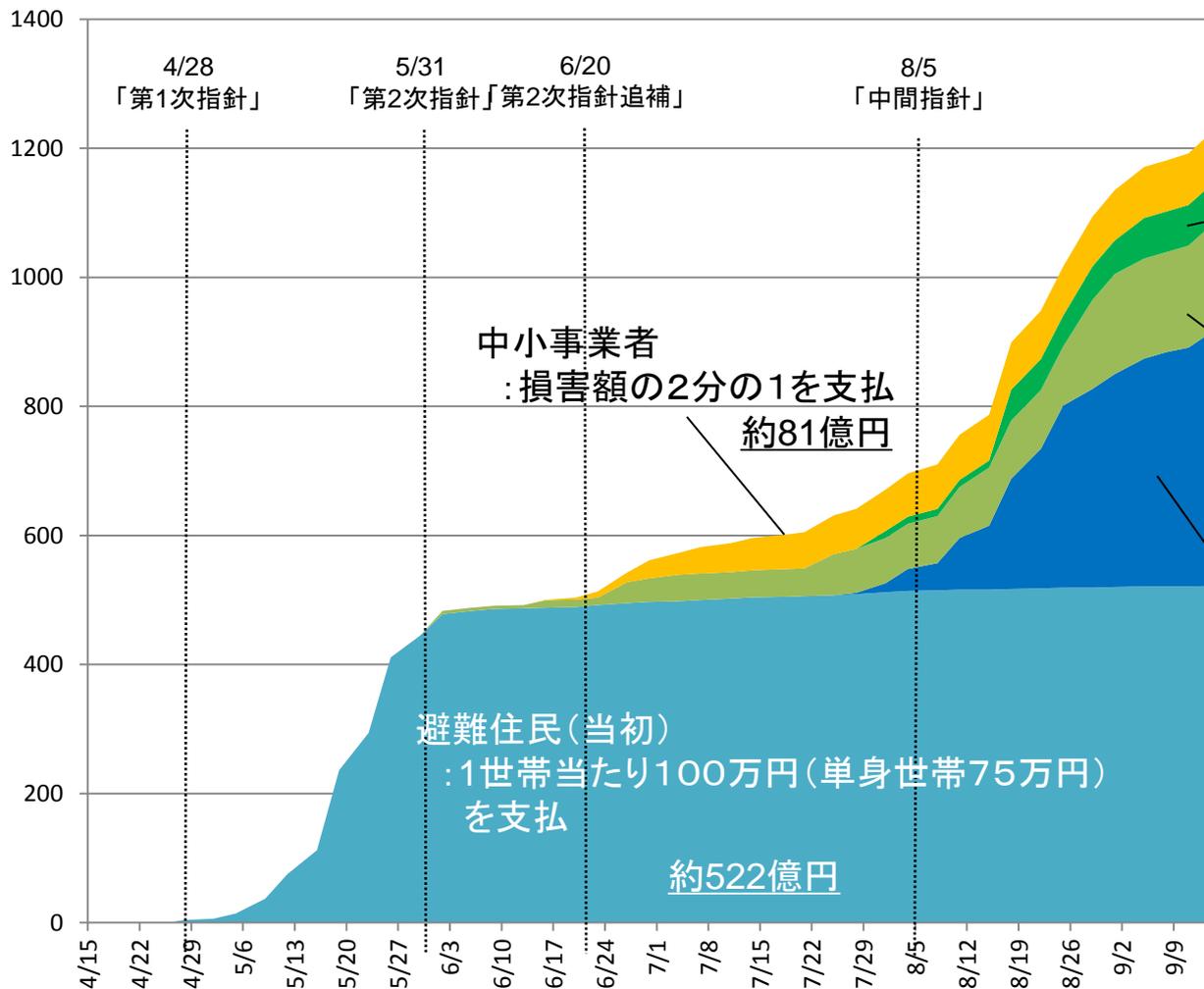
東京電力（株）福島原子力発電所事故 による原子力損害賠償の状況について

平成23年9月20日
経済産業省
資源エネルギー庁

東京電力による損害賠償の仮払い状況

(億円)

仮払補償金の支払金額の推移



計1234億円
(9月15日現在)

※東京電力による仮払いは9月11日(日)に受付終了。

国の仮払い・東京電力の本賠償における賠償範囲

- ◆東京電力は、原子力賠償損害紛争審査会の中間指針で示された損害について、8月30日に発表した賠償基準に基づき、本賠償を実施する予定(9月中に請求書の送付・受付、10月中できるだけ早く支払開始)。
- ◆国においても「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」(仮払大法)に基づき、9月中に福島県、茨城県、栃木県、群馬県の中小企業者に対して、「観光風評被害」に対する仮払いの受付を実施予定。
- ◆国の仮払いについては、東京電力による損害賠償の支払状況、被害者や被害産業の実情等を勘案し、今後必要に応じ、対象となる損害の範囲を見直し。

東京電力(株)福島原子力発電所事故による原子力損害の判定等に関する中間指針

政府指示等の対象地域		政府指示等の対象外地域等
<p><u>I 避難等に伴う損害</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難費用 ○検査費用(人) ○生命・身体的損害 ○精神的損害 ○財物価値の損失又は減少等 ○営業損害 ○就労不能等に伴う損害 ○検査費用(物) <p><u>II 航行危険区域等、飛行禁</u></p> <p><u>止区域設定に係る損害</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業損害 ○就労不能 ○検査費用(物) 	<p><u>III 農林水産物(加工品含む)及び食品の出荷制限指示等</u></p> <p><u>に係る損害</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業損害 ○就労不能 ○検査費用(物) <p><u>IV その他の政府指示等に係る損害</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業損害 ○就労不能 ○検査費用(物) 	<p><u>V いわゆる風評被害</u></p> <p>農林漁業、食品産業、観光業、製造業等、輸出を類型化</p> <div data-bbox="1290 725 1649 819" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>観光業: 国の仮払いの対象</p> </div> <p><u>VI いわゆる間接被害</u></p> <p>上記 I ~ V の損害を受けた1次被害者との取引に代替性のない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業損害 ○就労不能 <p><u>VII その他</u></p> <p>放射線被曝による損害 各種給付金等と損害賠償金との調整 地方公共団体等の財産的損害等</p>

※「(項目)」は東電が賠償基準を検討中の損害(8月30日現在)。

※東電は、中間指針に記載されていない損害についても、相当因果関係があれば賠償する意向。